

◎新潟県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大和六丁目 126 番 3 から	新	20.0～41.2メートル	411.4メートル
同市大和二丁目 182 番 3 まで	旧	20.0～41.2メートル	411.4メートル

備考1 路線の終点を変更する区域変更

2 路線の重用

一部区間県道上小沢脇野田停車場線及び県道上越脇野田新井線と重用